

中山下一丁目1番地区の皆様へ

お 知 ら せ

中山下一丁目1番地区市街地再開発準備組合

理事長 角 南 総 一 郎



日頃は、当準備組合の活動についてご協力頂き、お礼申しあげます。

この度、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第1項の規定により、平成25年4月2日付けで当準備組合が岡山市へ申請いたしました市街地再開発事業の施行地区となるべき区域を、別紙のとおり公告頂くようになりましたので、お知らせいたします。

なお、当方の事前調査におきましては、該当者は確認されておりませんが、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する方は、同法第15条第2項の規定に基づき、公告のあった日から起算して30日以内に岡山市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告頂くようお願い申し上げます。

以上

（お問い合わせ先）

岡山市北区本町4-18 コア本町

中山下一丁目1番地区市街地再開発準備組合

TEL086-227-7338 担当：佐藤